

賃金構造基本統計調査における調査及び 近年の見直しの概要並びに現行の課題

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

I 賃金構造基本統計調査の概要

調査の概要

○調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等の属性ごとに明らかにすること

○調査事項及び時期

毎年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額は前年1年間)について当該年7月に調査

○調査客体数

約8万事業所(労働者約170万人)
※回収率約72%(令和3年)

○調査方法

- 厚生労働省が郵送により調査票を配布し、都道府県労働局及び労働基準監督署が郵送により回収

(一部については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収)

- オンラインによる回答も可能

○集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出

主な結果

○一般労働者の賃金

男女計は307,400円、
男性は337,200円、女性は253,600円
男女間賃金格差(男性=100)は75.2

○短時間労働者の時間当たり賃金

男女計は1,384円、
男性は1,631円、女性では1,290円
(賃金はいずれも令和3年6月分の所定内給与額)

主な利活用例

○中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料(1時間当たり賃金分布等)

○労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料(年齢階級別賃金分布)

○待機児童解消や介護離職ゼロなどの重要政策を推進する上で、職種別や勤続年数別の賃金を用いて、保育士、介護士等の処遇の実態を確認(職種別平均賃金)

○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料(役職者に占める女性割合)¹

Ⅱ 近年の見直しの概要

1. 令和元年調査の変更内容

- 外国人労働者の就労状況及び賃金の実態を的確に把握するための調査事項として、令和元年の調査票より「在留資格番号」を追加（参考資料1）。

経緯

我が国で就労する外国人は年々増加し、平成31年4月より出入国管理法等の改正に伴う新たな在留資格による外国人の受入れが開始され、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）で、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成31年度中の実施を目指す」とされた。

- 在留資格番号は28個のいずれかであるが、度数が小さいものもあり、在留資格区分として6区分に集約して集計（一般労働者・短時間労働者別に「在留資格区分別かつ産業大分類」及び「在留資格区分別かつ企業規模別」等）

（参考）在留資格番号と在留資格区分

| 在留資格番号 | 在留資格 | 在留資格区分 | 在留資格番号 | 在留資格 | 在留資格区分 |
|--------|--------------|-------------------------|--------|----------|----------------------------|
| 01 | 教授 | ①専門的・技術的分野 (特定技能を除く) | 16 | 特定技能1号 | ②特定技能 |
| 02 | 芸術 | | 17 | 特定技能2号 | |
| 03 | 宗教 | | 18 | 技能実習 | ③技能実習 |
| 04 | 報道 | | 19 | 文化活動 | ④その他（特定活動及び 留学以外の資格外活動） |
| 05 | 高度専門職 | | 20 | 短期滞在 | |
| 06 | 経営・管理 | | 21 | 留学 | ⑤留学（資格外活動） |
| 07 | 法律・会計業務 | | 22 | 研修 | ④その他（特定活動及び 留学以外の資格外活動） |
| 08 | 医療 | | 23 | 家族滞在 | |
| 09 | 研究 | | 24 | 特定活動 | |
| 10 | 教育 | | 25 | 永住者 | ⑥身分に基づくもの |
| 11 | 技術・人文知識・国際業務 | | 26 | 日本人の配偶者等 | |
| 12 | 企業内転勤 | | 27 | 永住者の配偶者等 | |
| 13 | 介護 | | 28 | 定住者 | |
| 14 | 興行 | | | | |
| 15 | 技能 | | | | |

2. 令和2年調査の変更内容

復元方法

- 本調査は、総務省の「事業所母集団データベース」を母集団とし、「事業所」を第1次抽出単位、「労働者」を第2次抽出単位とする層化二段抽出法に基づく抽出調査。

第1次抽出（事業所）

母集団を都道府県（47）×産業中分類（81）×事業所規模（8）別に層化し、一定の精度に基づき標本数を決定し、層ごとに無作為抽出

※ 層ごとに抽出された標本事業所数を母集団事業所数で除したものを以下「事業所抽出率」という。

第2次抽出（労働者）

第1次で抽出された各調査対象事業所が、産業中分類及び事業所規模ごとに決められた抽出率（以下「労働者抽出率」という、参考資料2）に基づき、無作為抽出

- 復元倍率には、第1次抽出に基づく「事業所復元倍率」と第2次抽出に基づく「労働者復元倍率」があり、これらの積を乗じて復元。各倍率は令和2年調査より以下に変更。

| | 変更後 | 変更前 |
|-------------|--|-------------------------|
| 事業所 復元倍率 | 上記各層における母集団事業所数 に対する有効回答事業所数の割合の逆数 $\left(\frac{\text{母集団事業所数}}{\text{有効回答事業所数}} \right)$ = 事業所抽出率の逆数 × 回収率の逆数 | 事業所抽出率の逆数 (回収率を考慮せず) |
| 労働者 復元倍率 | 各事業所において、雇用形態別（「正社員・正職員」、 「正社員・正職員以外」）に、 <u>事業所の労働者数に対する 記入された労働者数の割合の逆数</u> | 労働者抽出率の逆数 |

調査事項及び集計方法

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|--------------------|---|---|
| 調査事項 | 職種区分 | <u>日本標準職業分類と統合的な職種区分</u> (144区分)に変更 (参考資料3) | 事務系職種等を除く技能系職種に偏った129区分 |
| | 役職 | ○ <u>役職は、事業所規模10人以上の事業所</u> に調査を拡張 ○ <u>役職者も職種を調査</u> | ○企業規模100人以上の事業所について役職を調査 ○役職者の職種は調査せず |
| | 最終学歴 | ○ <u>「高専・短大」を「専門学校」と「高専・短大」に、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」に細分化</u> ○調査対象に短時間労働者を追加 | ○「中学」「高校」「高専・短大」「大学・大学院」の4区分 ○調査対象は一般労働者のみ |
| | 初任給 | 初任給は廃止 | 新規学卒者の初任給額を調査 |
| | 諸手当 | 通勤手当、精皆勤手当、家族手当は廃止 | 特定産業の小規模事業所において通勤手当、精皆勤手当、家族手当を調査 |
| 集計方法 | <u>短時間労働者全体を集計</u> | 特定の職種(医師や大学教授等)かつ1時間あたり所定内給与額が3000円を超える者を集計から除外 | |

Ⅲ 現行の課題

○ 本調査は、既述のとおり、令和元年及び令和2年において多岐にわたる修正を行ったが、引き続き検討すべき課題も残されており、本ワーキンググループにおいてはその中でも以下の内容について、専門家の知見等を得てさらに検討を進める。

標準誤差率の算出方法

達成精度においては、簡便な手法である副標本方式により算出してきたが、理論式に基づく分散推定方式への見直しの検討を行う（資料2）。

外国人労働者に係る国籍等の把握

外国人労働者の就労状況及び賃金の実態を的確に把握するため、既述のとおり、令和元年の調査票より在留資格番号を追加しているが、総務大臣に当該追加内容に係る承認申請を行った際、統計委員会より、

- 外国人労働者に係る調査事項について、「国籍」等の把握も検討すること
- 外国人労働者の在留資格に関連した集計事項について、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること

といった答申があった（参考資料4）。

集計要件の見直し

現在の集計要件は以下のようにになっているが、週休二日制を採用する企業が増加したことに加え、有給休暇を数日取得した場合には集計要件から除外される可能性もあるため、見直しの検討を行う。

【一般労働者】（①は昭和42年、②は昭和49年から）
月に ①実労働日数 18日以上
②1日あたり所定内実労働時間 5時間以上
③所定内給与額 5万円以上

【短時間労働者】（①は昭和48年、②は昭和59年から）
月に ①実労働日数 1日以上
②1日あたり所定内実労働時間
1時間以上9時間未満
③1時間あたり所定内給与額 400円以上

※一般、短時間ともに③は20年ほど前からであるが詳細は不明

| | 現要件該当者 (①) | 調査対象者計 (②) | 要件なし (②-①) | (②-①)/② (%) |
|-------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 令和3年 | 876,388 | 975,560 | 99,172 | 10.2 |
| 令和2年 | 833,544 | 972,923 | 139,379 | 14.3 |
| 令和元年 | 905,315 | 918,668 | 13,353 | 1.5 |
| 平成28年 | 935,797 | 944,292 | 8,495 | 0.9 |
| 平成24年 | 862,374 | 880,962 | 18,588 | 2.1 |
| 平成21年 | 793,102 | 843,410 | 50,308 | 6.0 |
| 平成20年 | 814,500 | 852,701 | 38,201 | 4.5 |